

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	1 - 2 - 1																
交付団体		浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)																	
総交付対象事業費		(734,694 (千円)) 894,812 (千円)		全体事業費	(734,694 (千円)) 894,812 (千円)																	
帰還・移住等環境整備に関する目標																						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。																						
事業概要																						
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。 <事業の位置づけ> 【浪江町復興計画 (第一次)】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの) (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである																						
当面の事業概要																						
<平成 29 年度～令和 6 年度> 家賃の低廉化に要する費用の補助 <table><tr><td>平成 29 年度</td><td>17,526 千円 (対象戸数: 19 戸/総戸数: 22 戸)</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>92,751 千円 (対象戸数: 74 戸/総戸数: 85 戸)</td></tr><tr><td>令和元年度分</td><td>98,861 千円 (対象戸数: 79 戸/総戸数: 85 戸)</td></tr><tr><td>令和 2 年度分</td><td>108,379 千円 (対象戸数: 95 戸/総戸数: 111 戸)</td></tr><tr><td>令和 3 年度分</td><td>127,837 千円 (対象戸数: 99 戸/総戸数: 111 戸)</td></tr><tr><td>令和 4 年度分</td><td>135,820 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)</td></tr><tr><td>令和 5 年度分</td><td>153,520 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)</td></tr><tr><td>令和 6 年度分</td><td>160,118 千円 (対象戸数: 104 戸/総戸数: 111 戸)</td></tr></table>							平成 29 年度	17,526 千円 (対象戸数: 19 戸/総戸数: 22 戸)	平成 30 年度	92,751 千円 (対象戸数: 74 戸/総戸数: 85 戸)	令和元年度分	98,861 千円 (対象戸数: 79 戸/総戸数: 85 戸)	令和 2 年度分	108,379 千円 (対象戸数: 95 戸/総戸数: 111 戸)	令和 3 年度分	127,837 千円 (対象戸数: 99 戸/総戸数: 111 戸)	令和 4 年度分	135,820 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)	令和 5 年度分	153,520 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)	令和 6 年度分	160,118 千円 (対象戸数: 104 戸/総戸数: 111 戸)
平成 29 年度	17,526 千円 (対象戸数: 19 戸/総戸数: 22 戸)																					
平成 30 年度	92,751 千円 (対象戸数: 74 戸/総戸数: 85 戸)																					
令和元年度分	98,861 千円 (対象戸数: 79 戸/総戸数: 85 戸)																					
令和 2 年度分	108,379 千円 (対象戸数: 95 戸/総戸数: 111 戸)																					
令和 3 年度分	127,837 千円 (対象戸数: 99 戸/総戸数: 111 戸)																					
令和 4 年度分	135,820 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)																					
令和 5 年度分	153,520 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)																					
令和 6 年度分	160,118 千円 (対象戸数: 104 戸/総戸数: 111 戸)																					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。
関連する事業の概要
幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7 8	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	1 - 3 - 1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(91, 381 (千円)) 104, 198 (千円)		全体事業費	(91, 381 (千円)) 104, 198 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月入居、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月入居、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。 ＜事業の位置づけ＞ 【浪江町復興計画（第一次）】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの） (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度～令和 6 年度＞ 家賃の低減に要する費用の補助 平成 29 年度 2, 353 千円（対象戸数：14 戸/総戸数 22 戸） 平成 30 年度 12, 385 千円（対象戸数：59 戸/総戸数 85 戸） 令和元年度分 14, 120 千円（対象戸数：67 戸/総戸数 85 戸） 令和 2 年度分 15, 712 千円（対象戸数：82 戸/総戸数 111 戸） 令和 3 年度分 17, 130 千円（対象戸数：83 戸/総戸数 111 戸） 令和 4 年度分 16, 318 千円（対象戸数：87 戸/総戸数 111 戸） 令和 5 年度分 13, 363 千円（対象戸数：84 戸/総戸数 111 戸） 令和 6 年度分 12, 817 千円（対象戸数：83 戸/総戸数 111 戸）					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。
関連する事業の概要
幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		事業番号	1-6-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)		浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(185,445 (千円)) 221,925 (千円)	全体事業費		(188,095 (千円)) 224,575 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。						
事業概要						
幾世橋地区において 80 戸、津島地区において 10 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、幾世橋地区平成 29 年 9 月、津島地区令和 5 年 4 月から入居開始しており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。 <事業の位置づけ> 【浪江町復興計画 (第一次)】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの) (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである。 (事業間流用による経費の変更) 平成 30 年 1 月 18 日 浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請したため、改めて供給計画に伴う金額を申請。(1)-10-3 浪江町復興地域づくり総合事業から 3,092 千円 (国費 2,319 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 5,178 千円 (国費 4,530 千円) から 7,828 千円 (国費 6,849 千円) に増額。						
当面の事業概要						
<平成 29 年度～令和 6 年度> 家賃の低廉化に要する費用の補助 平成 29 年度 5,178 千円 (対象戸数: 36 戸/総戸数 80 戸) 7,828 千円 (事業間流用後) 平成 30 年度 29,040 千円 (対象戸数: 66 戸/総戸数 80 戸)						

令和元年度	27,405 千円（対象戸数：65 戸/総戸数 80 戸）
令和 2 年度分	26,568 千円（対象戸数：64 戸/総戸数 80 戸）
令和 3 年度分	26,214 千円（対象戸数：64 戸/総戸数 80 戸）
令和 4 年度分	35,040 千円（対象戸数：73 戸/総戸数 80 戸）
令和 5 年度分	36,000 千円（対象戸数：75 戸/総戸数 90 戸）
令和 6 年度分	36,480 千円（対象戸数：76 戸/総戸数 90 戸）

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当該事業に係る幾世橋地区は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。津島地区は帰還困難区域のうち特定復興再生拠点の避難指示が解除された地域となり、福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生、移住等が促進されるものである。

関連する事業の概要
幾世橋地区において 80 戸、津島地区において 10 戸の福島再生賃貸住宅を整備 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 0 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業（権現堂地区）		事業番号	(1)-5-4
交付団体		浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(78,612 千円) 149,559（千円）		全体事業費	(81,124 千円) 149,559（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
ＪＲ浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。 このような折、浪江町では、平成 2 9 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。 既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。 については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。						
事業概要						
本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町のＪＲ浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア（先導整備エリア）で、帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。 なお、当該事業については、平成 2 9 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画（第二次）及び現在策定を進めている復興計画（第三次）においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。 （事業間流用による経費の変更）（令和 5 年 2 月 16 日） 当該事業において住宅建築基本設計を進める中で、敷地面積、建物の規模構造、隣接間隔、必須な施設等を総合的に検討したことに伴い、工期延長、延床面積が増加したことから事業費が増額となった。これにより、事業に不足が生じ、(1)-5-3 浪江町再生賃貸住宅整備事業(津島地区)より 2,512 千円(国費：2,198 千円)を当該事業に流用。 このことから交付対象事業費は 33,146 千円(29,002 千円)から、事業費 35,658 千円(国費：31,200 千円)に増額となった。						
当面の事業概要						
本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画（平成 2 9 年 3 月策定）に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」で帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。 <令和 4 年度> 基本設計業務 35,658 千円（第 38 回申請済） <令和 5 年度> 地質調査・解析等業務 17,358 千円（第 42 回申請済） 建築実施設計業務 28,108 千円※前金払 3 割分（第 45 回申請済） <令和 6 年度> 建築実施設計業務 65,358 千円※残 7 割分（今回申請） 確認申請手数料等 3,077 千円（今回申請）						

<令和7年度～>

建築工事・工事監理業務

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

○「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。

○「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。

○「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

○安全・安心のまちづくり

○暮らしやすいまちづくり

○集う・にぎわう・つながるまちづくり

○浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 10 月時点

NO.	123	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画） 浪江地区(基金型)		事業番号	(5)-40-5
交付団体		浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(223, 132(千円)) 300, 350 (千円)		全体事業費	(223, 132(千円)) 300, 350 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
避難指示区域のある浪江町において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。 しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。 本町においては、震災後の避難指示や除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、営農再開に向けた取り組みが行われている。 よって、本事業を導入することにより、老朽化したため池を改修することで営農再開及び住民の早期帰還を促進し、加えて農村地域の防災機能向上を図り再生加速化を推進する。						
事業概要						
(1) 事業の概要 避難指示により長期避難を余儀なくされ、ため池の適切な管理を行うことができなかったため、取水施設及びため池付帯施設の老朽化が急激に進み、貯水能力に支障を来している。 老朽化したため池の改修を行うことにより、安定した農業用水の確保が可能になるとともに、ため池の防災機能を向上させることにより、営農再開及び地域住民の帰還を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。 (2) 事業量 ＜第 42 回＞ 実施計画策定業務 5 箇所 ＜第 46 回＞ 実施計画策定 10 箇所 ＜第 49 回＞ 実施計画策定業務 3 箇所（第 49 回申請・基金型）（今回追加分） (3) 復興計画への位置付け 【浪江町復興計画第 3 次】（抜粋） 第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策 1 農林水産業の再興 (1) 農業の再開 《これからの取組》 エ 農業と再開できる環境の再生 (イ) 農業用ため池の防災・減災の推進						
当面の事業概要						
＜令和 5・6 年度＞ ○ 実施計画策定（第 42 回申請・基金型） 農業用ため池の防災・減災の推進の為の実施計画策定 【申請数】実施計画策定 5 箇所						

<令和 6・7 年度> ○ 実施計画策定（第 46 回申請・基金型） 農業用ため池の防災・減災の推進の為の実施計画策定 【申請数】実施計画策定 10 箇所 <令和 6・7 年度> ○ 実施計画策定（第 49 回申請・基金型）（今回変追加分） 農業用ため池の防災・減災の推進の為の実施計画策定 【今回追加分】実施計画策定 3 箇所	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示中にため池の管理が不可能となり、取水施設等の老朽化が急激に進んだため、本対策を進めることにより、営農再開が実現できる状況を構築し、地域農業の再建、農業者の営農再開意欲の向上及び住民帰還を図る。	
関連する事業の概要	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 1 0 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	132	事業名	浪江町室原産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-11
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	226, 227（千円）		全体事業費	226, 227（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
浪江町では震災後 4 つの産業団地を整備し、浪江町復興計画【第三次】に掲げる“新たな産業と雇用の創出”に向けて企業誘致を進め、整備済み産業団地の大半は立地済み又は立地に向けて商談中となっており、現時点での空き区画は棚塩産業団地の 1 区画及び南産業団地の 5 区画のみとなっている。 また、現在造成工事中の“棚塩 RE100 産業団地”についても、脱炭素社会の実現に向けて RE100（再生可能エネルギー 100%）に賛同する企業からの問合せが寄せられている。さらには、イノベーション・コースト構想に基づく研究開発分野の立地や、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や周辺地域の復興の進展に合わせ、比較的大きな面積を要する情報通信分野や物流関連産業の立地が期待される。 これらを踏まえ、新たな産業団地を整備し町内での切れ目ない産業創出につなげ、町民の帰還や移住の促進に繋げることを目的とする。					
事業概要					
1 事業の概要					
大きな面積を要する情報通信分野や物流関連産業の企業からの引き合いがある状況下において、浪江町復興計画【第三次】や浪江町特定復興再生拠点区域復興再生改革において、物流や産業の拠点と位置付けられている室原字樋迫地内に新たな産業団地を整備する。なお、企業からの引き合いに早期に対応することを目的に、第一工区（約 14ha）を先行して整備する。 場所 浪江町大字室原字樋迫 外 地内 面積 約 57.8ha（うち第一工区約 14ha） 立地が期待される業種 運送業、郵便業、情報通信業、窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業 等					
2 本事業の位置づけ					
○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）					
第 3 編 基本計画					
第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策 2 新たな産業と雇用の創出					
(2) 企業誘致の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆魅力ある仕事づくりのためには、町内に立地する研究・実証環境の発信と積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。事業者、大学等との連携による研究開発、実用化等のイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。					
〈施策の展開〉					
ア 町内での企業や大学の研究活動の推進					
イ 企業誘致活動の強化					
第 3 章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり					
施策 1 帰還困難区域の再生					
(1) 帰還困難区域の再生					
〈目指す姿と取組〉					
◆特定復興再生拠点区域室原拠点を、高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要として、防災拠点や物流産業等の集積拠点として整備を推進します。					
○浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 29 年 12 月 22 日 認定）					
4. 各エリアの土地利用・事業内容等					

＜各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性＞

室原地区（約 349ha）

【物流・産業ゾーン】

（概要）

- ・常磐自動車道 IC、国道 114 号、県道 34 号、35 号の結節点となっており、浪江町と他町村を結ぶ交通の要。道路の円環な通行を確保するための整備・適切な管理を進めるとともに、物流、産業拠点を整備する。

当面の事業概要

＜令和 6～7 年度＞（今回申請）

- ・用地費、補償費算定費
- ・測量設計費（測量調査費、基本計画策定費）

＜令和 7 年度以降＞

- ・補償費
- ・測量設計費（地質調査費、実施設計費、確定測量費）
- ・造成費

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--